



生活支援給付金の申請は5月31日まで

生活支援給付金(マイナンバー取得による追加支給分を含む)の申請期限は令和5年5月31日(水)までです。生活支援給付金の申請がまだの方、または身分証等の添付書類が漏れている等、申請書に不備がある方は、支払い手続きができませんので、早急に本庁、または各総合支所の窓口にて手続きをお願いします。また、国のマイナポイントの申請期限が9月末まで延長されていますが、申請期限をお間違えにならないようご注意ください。

申請期限 5月31日(水) **申請・問い合わせ先** 市民生活総合緊急対策支援担当(☎64・3190)



令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、国から「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。支給対象者、支給方法については、詳細が分かり次第、市ホームページ「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」にてお知らせします。また、広報たつのお知らせ版5月25日号にも、詳細を掲載します。

申請・問い合わせ先 児童福祉課(☎64・3153)



地震に備える補助制度

募集期間 5月15日(月)～12月28日(木)

簡易耐震診断推進事業

昭和56年5月以前に着工した住宅(旧耐震住宅)に対し、市が簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、耐震性の評価等をまとめた報告書をお渡しします。

募集件数 40戸 **自己負担** 3,150円(木造戸建住宅の場合)



住まいの耐震化促進事業

旧耐震住宅で耐震性のないものに対し、耐震改修工事費等の一部を助成します。補助メニューについては次の7種類があります。



1 住宅耐震改修計画費補助事業

対象経費 耐震診断・補強設計に要する費用

補助金額 最大20万円

2 住宅耐震改修工事費補助事業

対象経費 耐震改修工事に要する費用

補助金額 最大120万円

3 簡易耐震改修工事費補助事業

対象経費 耐震性能改善のための耐震診断・補強設計・耐震改修工事に要する費用

補助金額 最大50万円

4 屋根軽量化工事費補助事業

対象経費 屋根を軽量化する工事に要する費用

補助金額 定額50万円

5 シェルター型工事費補助事業

対象経費 耐震シェルターの設置に要する費用

補助金額 最大50万円

6 除却工事費補助事業

対象経費 除却工事に要する費用

補助金額 最大50万円

7 防災ベッド等設置補助事業

対象経費 防災ベッド等の設置に要する費用

補助金額 定額10万円

住宅耐震化(無料)相談会

建築士に相談ができる絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

とき (全て13時30分～16時30分)

- ◆ 第1回 6月16日(金)
- ◆ 第2回 7月14日(金)
- ◆ 第3回 8月25日(金)
- ◆ 第4回 9月15日(金)
- ◆ 第5回 10月13日(金)
- ◆ 第6回 11月17日(金)

ところ 本庁204会議室
※予約制のためお問い合わせください。

※各制度における詳細はお問い合わせください。▶ **町並み対策課**(☎64・3165)

委嘱

新しい農地利用最適化推進委員

欠員補充により、4月1日付で次の方が農業委員会から農地利用最適化推進委員に委嘱されました。



酒井 幸男さん
(揖保川町河内地区担当)



井口 清子さん
(新宮町)
大正12年4月18日生

祝100歳

祝全国大会出場

JOCジュニアオリンピックカップ第42回全国高等学校空手道選抜大会



種目 男子団体空手5人制

選手 船田 勇志さん
(揖保川町・姫路南高1年)



HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)のお知らせ ～9価HPVワクチン(シルガードナイン)の定期接種化について～

令和5年4月1日から、9価のHPVワクチンも公費(無料)で接種できるようになりました。

9価HPVワクチンの接種対象者は、2価・4価の対象者と同様で、小学校6年生から高校1年生相当の女子です。また、令和7年3月末まで実施中の救済措置(キャッチアップ接種)の対象者も公費(無料)で接種することができます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



対象者

定期接種 小学校6年生から高校1年生相当の女子(標準的な接種年齢の中学1年生に予診票を送付予定)
※令和5年度は、平成19年4月2日から平成24年4月1日生まれの方が対象(高校1年生相当を過ぎると全額自己負担)

※平成18年4月2日から平成20年4月1日生まれの方の公費(無料)で接種できる期限は、令和7年3月31日まで延長されています。

キャッチアップ接種 (積極的勧奨差し控えの時期に接種の機会を逃した方の救済措置)

平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子
※公費(無料)で接種できる期限は、令和7年3月31日までです。

接種回数

15歳の誕生日の前日までに1回目を接種する場合

2回接種 (1回目と2回目の接種間隔を最低5カ月以上あける必要あり)

15歳になってから1回目を接種する場合

3回接種 (2カ月以上あけて2回、1回目から6カ月あけて3回目接種)

※すでに9価HPVワクチン以外のワクチン(2価、4価)を1回または2回接種した方には、原則として同じ種類のワクチン接種をお勧めしますが、医師と相談の上、途中から9価HPVワクチンに変更することも可能です。



予診票のない方は、母子手帳を持参の上、以下の窓口へお越しください。(各総合支所地域振興課は要予約)

- ▶ **健康課(はつらつセンター内)**(☎63・2112) ▶ **新地域振興課**(☎75・3110)
- ▶ **旧地域振興課**(☎72・6336) ▶ **旧地域振興課**(☎322・3496)